

ルールブック「Safe Trails」刊行の経緯

～マウンテンバイクを愛し、楽しむすべての方へ～

去年2014年11月、東京都環境局より提示された、東京都下のトレイル保全を目的とした“東京都自然公園利用ルール”制定への『案』として、次の一行が書かれていました。

“18. マウンテンバイクは登山道へ乗り入れないようにしましょう”

これは乱暴な言い方をしてしまえば、東京の青梅線青梅駅から中央線高尾駅にまで直線を引きそこから西側の登山道にはマウンテンバイクは入ってはいけません、ということの意味する文言でした。

東京周辺のマウンテンバイカーなら行きつけのショップや先輩達から、「高尾山周辺は乗り入れはだめだよ」という話を聞いていたかもしれませんが。実際にその通りですし、これは今後みなさんにも守っていただきたいルールですが、しかし今度は、東京の登山道には入ってはいけないと言われてしまったのです。

これに危機感を抱いた有志の呼びかけで、Facebook上にグループが結成され、900人以上の仲間が集まり議論を行いました。その結果、マウンテンバイクを走るときに守りたいマナーを『自主ルール』として明文化し、またマウンテンバイカーに対する東京都からの連絡窓口を作ろうということになりました。

この連絡窓口となったのが、『東京都マウンテンバイク利用推進協議会』であり、有志の皆さんの寄付により印刷されたのが、今、皆さんが手に取られた『Safe Trails』です。

マウンテンバイカーが、自然保護のため、そして同じトレイルを利用する他者の権利を大切にするために守っていききたい事柄を記載した『Safe Trails』。

これを手に、東京都環境局と何度も話し合いの場を持ち、交渉した結果、走行制限のある箇所は、

都立高尾陣場自然公園、明治の森高尾国定公園の**全域** 秩父多摩甲斐国立公園内の**特別保護地区**と**第一種特別地域**のみ

として、本ルールが変更となり、他の地域は走行可であるとなりました。（詳しくはSafe Trails8ページを参照してください）ただし、このルールは皆さんの利用状況により変

更される可能性もあります。今の状況より良くなるのも悪くなるのも私たちのマナー次第という事です。

この『Safe Trails』は、そのままで単なる印刷物でしかありません。これを読んだ私たち一人一人がこの内容に賛同し実行して初めて生きてくるものだと思います。この冊子を手にとってくださった皆さんと一緒によりよいマウンテンバイクの未来を目指したいと思います。

《東京都マウンテンバイク利用推進連絡協議会》

◆◆ 東京都自然公園内マウンテンバイク走行制限エリア概念図 ◆◆

